

議事要旨(4) 1株当たり利益 (EPS) 専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、1株当たり利益(EPS)専門委員会では、IASBより公表されたIAS第33号「1株当たり利益」の公開草案に対するコメント提出を終え、現在はIFRSとのコンバージェンスの観点から、我が国の会計基準について必要な見直しを行っている旨の説明がなされた。

引き続き、中條専門研究員から専門委員会における具体的な検討状況について説明がなされた。事務局からの説明の後、次のような質疑応答が行われた。

(基本的1株当たり利益の算定上、普通株主と共に当期の損益に対する取り分を与えるとみなされる条件について)

IAS第33号改正案では、現金及びその他の対価を全く又はほとんど必要とせずに現在発行可能となる普通株式は、普通株主と共に当期の損益に対する取り分を有しているとみなされるため、当期の発行済株式総数に含め、基本的1株当たり利益の算定に含めることを提案している。しかし、我が国の会計基準の改正案においては、こうした場合であっても、実際に権利が行使されるまでは、剰余金の配当を受ける権利を有していないことから、現在権利行使が可能であることに加え、その行使が確実なもののみを普通株式と同等の株式に準じて取扱い、1株当たり当期純利益の計算に含めることを提案している。

この場合、権利行使が確実な場合とは具体的にはどのように判断するのか、例えば、行使価格1円のストック・オプションなどは、常にインザマネーの状態にあるため、権利行使することが確実な場合に相当するのではないかとといった質問がなされた。

この点、事務局側からは、専門委員会においては、例えば従業員等の退任後5年や10年といった一定の権利行使期間が認められているストック・オプションもあるので、1株当たり当期純利益の算定には、権利行使期間が短いものを含め、権利行使期間が長いものについては含めない方向で検討を行っているとの回答がなされた。

また、行使価格1円のストック・オプション等は、経済的にみれば権利行使することが確実な場合に相当するものと考えられるが、1株当たり当期純利益計算時点においては、実際に配当請求権を有しているわけではなく、それはむしろ潜在株式調整後1株当たり当期純利益に反映させるべきと考え、現状の文案になっている。こうした商品の取扱いについて、IAS第33号改正案と同様の定めを行うか否かは、業績指標としての1株当たり当期純利益の算定目的に鑑み、再度、専門委員会にて検討を行いたいとの回答がなされた。

さらに、ある委員より当期の業績指標として配当性向をみる場合に、1株当たり配当と1株当たり当期純利益との対応関係から、議決権、配当、利益のバランスがあると思うので、コンバージェンスの中で慎重に検討してはどうかとの意見がなされた。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。